



埼玉県報

第 2 6 1 6 号
平成 2 6 年 8 月 1 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示\(入札審査課\)](#)
- [個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示\(税務課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [平成26年度埼玉県毒物劇物取扱者試験の実施\(保健医療政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [WTOに基づく一般競争入札の中止の公告\(高校教育指導課\)](#)
- [パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務委託に伴う告示\(交通規制課\)](#)
- [県道蓮田白岡久喜線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [古物商許可取消処分](#)の告示(生活安全企画課)

正誤

- [埼玉県公営企業管理規程第6号中訂正\(公営企業・総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年七月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人福祉支援機構
- 三 代表者の氏名
石川 昇
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県三郷市早稲田一 七 五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者の自立及び社会活動への参加並びに不登校の児童及び生徒（以下「不登校児等」と総称する。）を支援する事業等を行うことにより、障がい者及び不登校児等並びにそれらの者の家族をはじめとする全ての人々の豊かな人生の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年七月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人バイオスマディカル
- 三 代表者の氏名
加藤 恵子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市樋堀九十九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対し予防医学の実践活動を行い、社会貢献に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人医学情報研究所
（変更後）特定非営利活動法人医学英語研究所

三 代表者の氏名

大井 毅

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡川島町大字上伊草一五五二番地

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、一般市民に対し、医学情報の提供を行い、医学知識の発展に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、一般市民に対し、医学英語情報の提供を行い、医学知識の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人元気クラブ彩活

三 代表者の氏名

廣澤 英明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県幸手市栄六番三 三百八号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を対象にいきがい啓発活動を行い、健康寿命の増長に寄与すると共に若年層（こども）を対象に、希薄化した社会環境の改善を目指し誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十七年及び平成二十八年度において県が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上田清司

一 業種区分及び物品等の種類

業種区分及び物品等の種類は、次に掲げるとおりとする。

業種区分	物品等の種類
イ 物品の販売	OA機器・用品 文具・事務機器・用品 書籍 家具 室内装備品（屋内装飾品） 厨房機器 建具 舞台装置 寝具類 車輜・船舶・バイク・自転車 自動車 用品 燃料類 医療機器 医療用薬品 介護機器 測量機器 理化学機器 光学機器・時計 空調冷暖房機器 家電製品 視聴覚機器 通信放送機器 工作機械類 農業・建設機械類 その他機械器具 教育用教材等 遊具類 衣類・帽子・靴 消防・防災・防犯用品 スポーツ用品 楽器 記章・カップ・美術工艺品 看板・標識・旗・環境美化用品 食料品 肥料・飼料 ・農薬 動植物・用品 金物類 工業用薬品 建設資材・部材・材料品 百貨・ギフト その他百貨
ロ 物品の買受け	鉄・非鉄くず 紙・繊維くず 自動車 機械 事務機器 その他の買受け
ハ 物品の賃貸	OA機器・用品 事務機器 書籍 家具 室内装備品 （屋内装飾品） 厨房機器 建具 舞台装置 寝具類 車輜・船舶・バイク・自転車 自動車用品 医療機器 介護機器 測量機器 理化学機器 光学機器・時計 空調冷暖房機器 家電製品 視聴覚機器 通信放送機器 工作機械類 農業・建設機械類 その他機

	<p>二 印刷の請負</p>	<p>ホ 電子計算に関する業務</p>	<p>へ 建築物の管理に関する業務</p>	<p>ト 催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役員業務</p>
<p> 械器具 教育用教材等 遊具類 衣類・帽子・靴 消防・防災・防犯用品 スポーツ用品 楽器 美術工芸品 看板・標識・旗・環境美化用品 動植物・用品 金物類 部材・材料品 その他百貨 </p>	<p> 一般印刷 シール・ラベル印刷 フォーム印刷 封筒印刷 その他印刷 製本 </p>	<p> データエントリー ファシリテイ・マネージメント ソフトウェア等セットアップ システム分析 システム開発（汎用機系） システム開発（PC・CSS系） ネットワークシステム設計・構築 ネットワークシステム運用・保守 GIS関連業務 画像処理関連業務 CAD/CAM関連業務 インターネットシステム関連業務 ホームページ関連業務 コンピュータ技術教育 電子媒体作成関連業務 セキュリティ関連業務 データベースサービス その他電算業務 </p>	<p> 1 管理業務 清掃 人間警備 機械警備 環境測定 殺虫・消毒 駐車場管理 2 運転業務 受変電・非常電源・負荷 通信設備 空調機械 ボイラー 冷凍機 給排水衛生設備 電話交換 3 点検・検査業務 受変電・非常電源・負荷 通信設備 空調機械 ボイラー 冷凍機 上水槽清掃 給排水衛生設備 ガス設備 浄化槽保守点検 浄化槽清掃 搬送運搬設備 防災設備 4 廃棄物処理業務 一般廃棄物 産業廃棄物 </p>	<p> 催物の企画・運営等関連業務 催物の会場設営業務 展示等関連業務 音響・舞台照明等関連業務 製作等関連業務 その他催物関連業務 映画又はビデオ制作業務 広告代理業務 写真撮影業務 旅行代理業務 </p>

庁内文書集配・発送業務 封入及び封かん業務 テー ブ版・点字版発行業務 給食業務 洗濯業務 市場調 査業務 世論調査業務 広報紙新聞折り込み及び配布 業務 統計書類の受入れ・保管・配送業務 施設にお ける中央材料室業務 その他業務

二 競争入札に参加することができない者

イ 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項（同令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 十一ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から三年を経過しない者

ロ 次のいずれかに該当する者は、知事が別に定める期間、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかつた者

(6) その他契約の相手方として不相当と認められる者

三 競争入札に参加する者に必要な資格

イ 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、履行能力に基づき、契約の種類及び執行予定額に応じてA、B及びCの三等級に区分して定める。

ロ 個々の履行能力の審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる事項について行う。

(1) 売上額

(2) 経営規模

(-) 自己資本の額

- (二) 機械設備の額（印刷の請負契約に係る資格審査に限り適用する。）
 - (三) 従業員の数
 - (3) 経営状況
 - (-) 流動比率
 - (二) 経営資本回転率
 - (4) 従業員一人当たりの売上額（建築物の管理に関する業務の委託契約に係る資格審査については除く。）
 - (5) 営業期間
 - (6) ISO9001の認証取得状況（物品の買入れ、売払い及び借入れに関する契約に係る資格審査については除く。）
 - (7) 障害者雇用状況
 - (8) 環境配慮状況
- 八 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、イに定める資格を有しないものとする。
- (1) 登録、免許、許可等を営業の要件とする営業種目について、当該登録、免許、許可等を受けていない者
 - (2) 申請日前二年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

四 資格審査の申請方法

- イ 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した物品等競争入札参加資格登録申請（以下「電子申請」という。）を知事に対して行わなければならない。
 - ロ 申請者は、電子申請後、受付票を印刷しなければならない。
 - ハ 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を郵送等により知事に提出しなければならない。
 - なお、提出書類到達後に資格審査を開始する。
- (1) 受付票
 - (2) 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (3) 申請者が個人である場合は、身分証明書の写し（市区町村長が発行したものに限る。）
 - (4) 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐

人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）

(5) 申請者が法人である場合は、決算報告書（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

(6) 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）

(7) 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税については、埼玉県内の住所地に係るもの）

(8) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

(9) 営業経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）

(10) ISO9001認証取得登録証の写し（物品の買入れ、売払い及び借入れに関する契約に係る申請者は不要とする。また、認証を受けている場合のみ必要とする。）

(11) 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者で、障害者法定雇用率を達成している場合のみ必要とする。）

(12) 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で、障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）

(13) ISO14001認証取得登録証、埼玉県エコアップ認証書又はエコアクシヨン21認証・登録証の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）

(14) 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）

(15) 登録証明書等の写し（営業が登録、免許、許可等を要件としている場合のみ必要とする。）

(16) 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書

(17) その他知事が必要と認める書類

五 電子申請等に用いる言語等

イ 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

なお、提出書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 電子申請の金額表示は、日本国通貨でしなければならない。

なお、提出書類で外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付しなければならない。

また、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

六 資格審査の受付期間

資格審査の受付は、平成二十六年十月一日から平成二十七年一月十六日までの間に定期受付を行う。

なお、平成二十七年四月一日から平成二十九年二月五日までの間も、随時受付を行うが、資格者として登録された日（以下「資格登録日」という。）から有効になるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

七 資料等の請求

知事は、資格審査に関し必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を、当該申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

九 資格の有効期間

イ 定期受付による資格

定期受付による資格の有効期間は、平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までとする。

ロ 随時受付による資格

随時受付による資格の有効期間は、資格登録日から平成二十九年三月三十一日までとする。

十 変更等の届出

電子申請後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を電子情報処理組織等を使用して知事に届け出なければならない。

イ 商号又は名称

ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地（代理人の所在地を含む。）

ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）

ホ 資本金

へ 電話番号又はファクシミリ番号
ト ISO9001の認証取得状況

チ 障害者雇用状況

リ 環境配慮状況

又 登録、免許、許可等に関する事項

十一 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

イ ニイ(1)又は口のいずれかに該当する者となったとき。

ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 電子申請又は提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、勧告又は審判開始決定を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めたととき。

へ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めたととき。

十二 資格の更新手続

資格の更新手続については、平成二十八年度中に別に告示する。

告 示

埼玉県告示第九十七号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号八の規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定年月日	法人又は団体の 名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成二十六年 七月二日	学校法人東京農業 大学	大澤 貫寿	東京都世田谷区桜丘一 一 一

告 示

埼玉県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
介護老人保健施設 四季の里	新 座 市 北 野 2 - 1 4 - 8	医 療 法 人 昭 仁 会	介護予防通所リハビリテーション	平成 26 年 4 月 1 日
			介護予防短期入所療養介護	
医療法人財団明理会 新越谷病院	越 谷 市 元 柳 田 町 6 - 4 5	医 療 法 人 財 団 明 理 会	介護予防通所リハビリテーション	平成 26 年 7 月 1 日
介護老人保健施設 かみさとナーシングホーム	児 玉 郡 上 里 町 金 久 保 1 3 3 6	社 会 福 祉 法 人 ル ピ ナ ス 会	訪問リハビリテーション	平成 26 年 7 月 1 日
			介護予防訪問リハビリテーション	
訪問リハビリテーション きたの	新 座 市 北 野 2 - 1 4 - 8	医 療 法 人 昭 仁 会	介護予防訪問リハビリテーション	平成 26 年 4 月 1 日
医療法人社団 白報会 そうか在宅診療所	草 加 市 栄 町 3 - 1 - 1 4 - 3	医 療 法 人 社 団 白 報 会	訪問リハビリテーション	平成 26 年 7 月 1 日
			介護予防訪問リハビリテーション	
西坂戸デイサービスセンター	坂 戸 市 西 坂 戸 1 - 1 9 - 9	株 式 会 社 清	介護予防通所介護	平成 26 年 7 月 1 日
梅の湯 デイサービス	戸 田 市 上 戸 田 5 - 2 6 - 1 0	株 式 会 社 ゆ と り な	通 所 介 護	平成 26 年 6 月 23 日
			介護予防通所介護	
デ イ サ ー ビ ス ル ル ル	川 口 市 北 原 台 1 - 1 5 - 8	株 式 会 社 コ ロ ネ ッ ト	通 所 介 護	平成 26 年 7 月 1 日
			介護予防通所介護	
あ か ね 薬 局	深 谷 市 寿 町 5 4 - 3	羽 鳥 一 志	居宅療養管理指導	平成 26 年 6 月 16 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ケ ア プ ラ ン あ ゆ み	入 間 郡 毛 呂 山 町 川 角 5 5 - 3 - 1 0 1	株 式 会 社 P M C	居 宅 介 護 支 援	平成 26 年 2 月 1 日
矢倉内科クリニック	所 沢 市 下 安 松 5 0 - 4 3	矢 倉 道 泰	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 26 年 7 月 1 日
デイサービスセンター ハーモニック妻沼	熊 谷 市 妻 沼 東 2 - 2 4	株 式 会 社 エ イ チ ケ イ エ ン タ ー プ ラ イ ズ	通 所 介 護	平成 26 年 6 月 20 日

			介護予防通所介護	
上野台ナーシングホーム	ふじみ野市上野台2-15-23	医療法人恵雄会	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成26年7月1日
上野台ナーシングホーム デイサービスセンター	ふじみ野市上野台2-15-23	医療法人恵雄会	通所介護 介護予防通所介護	平成26年7月1日
小規模多機能型居宅介護 上野台ナーシングホーム	ふじみ野市上野台2-15-23	医療法人恵雄会	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成26年7月1日
介護老人保健施設 鶴瀬台の里	富士見市鶴瀬西2-8-32	医療法人恵雄会	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護	平成26年6月19日
あげお在宅医療クリニック	上尾市上20-8	宮内 邦浩	訪問看護 介護予防訪問看護	平成26年6月1日
ケアプランセンターケア・リンク東所沢	所沢市東所沢和田1-24-3-2	メディカル・ケア・リンク株式会社	居宅介護支援	平成26年6月1日
和みの幸望庵	行田市荒木2043	株式会社サンハート	通所介護 介護予防通所介護	平成26年7月1日
多機能ホーム りらフォレスト	秩父市栃谷435-1	なの花ケアホーム株式会社	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成26年5月1日

特定非営利活動法人所沢オハナ	所沢市東狭山ヶ丘1-21-21 プチキャロット101号	特定非営利活動法人所沢オハナ	訪問介護	平成26年6月1日
デイハウス笑顔工房	本庄市北堀1486-1	株式会社こもれび	通所介護	平成26年6月1日
			介護予防通所介護	
みなみ草加クリニック	草加市新里町107-1	医療法人社団ゆうゆう会	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
元気クリニック上福岡	ふじみ野市上福岡1-14-46 中商ビル1階	宮崎 英史	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
たから薬局上福岡店	ふじみ野市上福岡6-4-5	株式会社トレジャー	居宅療養管理指導	平成26年8月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ほうゆう薬局上尾店	上尾市久保18-1	有限会社ほうゆう調剤薬局	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
オオツカ薬局	比企郡小川町大塚913-1	株式会社メディック	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
肥塚薬局	熊谷市肥塚4-58	株式会社メディック	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ミヤ薬局	熊谷市宮町2-9	株式会社メディック	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	

告 示

埼玉県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
株式会社フルヤ所沢ケアサービス	所 在 地	所沢市御幸町6番2号、KFビル7階	所沢市御幸町6番2号、KFビル2階	介 護 予 防 訪 問 介 護
				訪 問 介 護
日高市高麗川地域包括支援センター	名 称	日高市西部地域包括支援センター	日高市高麗川地域包括支援センター	介 護 予 防 支 援
さくら薬局 川口柳崎店	名 称	成 和 堂 薬 局	さくら薬局 川口柳崎店	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導
				居 宅 療 養 管 理 指 導

告 示

埼玉県告示第千百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	開 設 者 名	休 止 年 月 日
アースサポート所沢	所沢市並木3-1-6-107	介 護 予 防 訪 問 介 護	アースサポート株式会社	平成26年6月1日
		介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護		
		居 宅 介 護 支 援		
		訪 問 介 護		
		訪 問 入 浴 介 護		

告 示

埼玉県告示第千百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
元気クリニック若葉	鶴ヶ島市富士見 4 - 2 - 1 6 グランステージ若葉 1 F	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 26 年 6 月 1 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
なぎさ歯科クリニック	越谷市南越谷 4 - 1 3 - 2 0 住商第二ビル 3 階	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 12 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	

告示

埼玉県告示第千百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項の規定による医療扶助のための施術及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上田 清 司

氏名	住所	施 術 所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
増井洋史		ともちゃんはり きゆうマツサー ジ	越谷市平方南町 三―五グランシ ヤリオ千間台五 〇二	平成二十六年七月一日
増井知母子		ともちゃんはり きゆうマツサー ジ	越谷市平方南町 三―五グランシ ヤリオ千間台五 〇二	平成二十六年七月一日
浅香隆		秩父第一鍼療院	秩父市東町二三 一二	平成二十六年七月一日
浅香定雄		秩父第一鍼療院	秩父市東町二三 一二	平成二十六年七月一日
堤大		アンジュ整骨院	朝霞市本町二― 六一―九	平成二十六年七月一日
柳川真教		藤川鍼灸接骨院	朝霞市本町三― 四―八―一〇二	平成二十六年七月一日
高橋勝美		高漢堂鍼灸院	所沢市山口五五 七―二	平成二十六年七月一日
野中利正		野中鍼灸院	熊谷市大野七八 七	平成二十六年七月一日

荻原健太	丸山由穂	黒澤仁	石黒秀行	廣畑守隆	宮本亮
おぎはら鍼灸院	ホリスティック ケア・心花	中央在宅マッサー ジ飯能院	西武治療院	三健接骨院	宮本鍼灸治療院
階 ダイサービス	熊谷市末広二 一〇二西田リハ	川口市川口一 九一三七一〇二	飯能市柳町九 一七すみやビル 二〇四	入間市仏子二八 四番地一〇	久喜市本町三 六一四四
年七月一日	平成二六年七月一日	平成二六年七月一日	平成二六年七月一日	平成二六年七月一日	平成二六年七月一日

告示

埼玉県告示第千五百三三号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十六年 十月二十六日（日）	埼玉県草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

二 試験区分

イ 一般毒物劇物取扱者試験

ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験

ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

イ 毒物及び劇物に関する法規

ロ 基礎化学

ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

ニ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）第九条の受験願書及び書類

ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受付期間

平成二十六年九月三日（水）から五日（金）まで

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時
まで

郵送の場合は、平成二十六年九月五日（金）までの消印のあるものに限る。

二 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十六年十二月二日（火）及び三日（水）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十六年十二月二日（火）午前十時から平成二十七年一月五日（月）

午後五時まで

告 示

埼玉県告示第千百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷アネックス

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二丁目千百九十三 十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）新三郷四街区計画

（変更後）ららぽーと新三郷アネックス

八 変更年月日

平成二十四年三月十五日

二 届出年月日

平成二十六年七月十六日

二 縦覧期間

平成二十六年八月一日から平成二十六年十二月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年八月一日から平成二十六年十二月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百五号

測量計画機関である深谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（基準点測量座標補正、街区・画地出来形確認測量原図作成）

三 作業地域

埼玉県深谷市岡中央土地区画整理事業地区

四 作業期間

平成二十六年七月二十八日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百六号

平成二十六年埼玉県告示第九百二十八号（教職員用コンピュータ賃貸借に関する入札公告）は、取り消す。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）別表第七号の表第一号のパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を平成二十六年七月一日から平成二十七年六月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

平成二十六年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 住所

埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目十七番五号

二 名称及び代表者の氏名

株式会社SPDセキュリア

代表取締役 菅野 義明

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 蓮田白岡久喜線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四地先まで	白岡市千駄野字下沼一二二八番四地 先から同市千駄野字丸谷五九九番一	区 間
一六・七〇	一一・〇〇 一四・四五	敷地の幅員 (メートル)
二五九・四九	七・九五	延長 (メートル)
歩道整備工事である。		備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年七月二十三日

指令越建セ第二五〇〇六三二号

二 検査済証番号

平成二十六年七月二十八日

越建セ第一八八一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田四丁目三百八十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田四丁目二番十六号

戸田 義一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年七月十七日

指令越建セ第二四〇〇八六二号

二 検査済証番号

平成二十六年七月二十五日

越建セ第一八九一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字志部千五百番一、千五百番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田二一一十二

明光建設株式会社 代表取締役 中田正利

告 示

埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年八月一日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十六年八月七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十七年当初教職員人事異動の方針について

ロ その他

告 示

埼玉県公安委員会告示第185号

次の者に送達する書類(平成26年7月23日付け埼玉県公安委員会指令甲第350号)を埼玉県警察本部生活安全部生活安全企画課に保管してあるので、出頭の上、交付を受けられたい。

平成26年8月1日

埼玉県公安委員会委員長 山本 正士

1 送達を受けるべき者

香川県高松市西町22番15 103号 ドミトリー茜

宇都宮 将仁

2 書類を保管する機関の所在地及び連絡先

(1) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(2) 048-832-0110(内線3036)

3 到達の日

平成26年8月15日(金)をもって、法律上、当該書類が送達を受けるべき者に到達したものとみなす。

正 誤

埼玉県公営企業管理規程第六号（平成二十六年七月十五日第二千六百十一号）中

訂正

ページ 行

一 前から十九

誤

同欄 16 中「15」を

正

同欄 16 中「12」を